第４章 自助・共助のまちづくりと連携する公助

1. まちづくりにおけるリスクコミュニケーション

都市の安全性を向上させようとする場合に限らず「まちづくり」においては、行政（公助）と地域（自助・共助）の間で、改善したい課題に関して、その地域に合ったリスクコミュニケーション[1]を行うことが望まれます。コミュニケーションの送り手が専門家・行政、受け手が住民という形だけでなく、専門家・行政と住民が相互に送り手、受け手となるのが理想的です。下記にリスクコミュニケーションのプロセス例を紹介します。

表　まちづくりにおけるリスクコミュニケーションのプロセス例

プロセス	プロセスの内容（取組の例）
STEP1　推進体制の構築 自助・共助の取組主体となる住民等を巻き込んだ推進体制を構築します。	例）防災講座の開講、専門家等による講演、イベントの実施、資格の創設　等
STEP2　リスク把握 自助・共助の取組主体となる住民等が地域の問題点（リスクの種類、程度等）を把握し、自助・共助の取組を行うことが必要であると認識してもらいます。	例）地区カルテ、ハザードマップの作成・配布、防災まち歩き、避難訓練　等
STEP3　対策検討 自助・共助により、地域のリスクを改善する具体的な対策について実現させるための検討ができるようにします。	例）津波避難タワーや避難階段等の設置場所に関するワークショップ、地域防災計画や防災マニュアル・マニュアルの手引き等の作成、専門職員・専門家等の派遣　等
STEP4　①ソフト対策の実施 公的施設の整備や行政による対応等で限界がある部分について、自助・共助によるソフト対策を実施します。	例）協定の締結、防災訓練、条例の制定　等
STEP4　②ハード対策の実施 公的施設の整備や行政による対応等で限界がある部分について、自助・共助によるハード対策を実施します。	例）財政的な支援の仕組みの創設　等
STEP5　継続させるための仕組みの構築 STEP2～STEP4 の取組を一過性の取組で終わらせずに、継続的に実施するための仕組みを構築します。	例）制度化し毎年予算を確保（地域コミュニティ計画の策定等）、情報交換の場の提供、防災コンテストや情報共有の場の設定　等

[1]「情報の送り手と受け手の間でリスクに関する様々な情報をやり取りすることを通して、よりよい対応行動を引き出すことを目的としたコミュニケーション」をいう。（吉川肇子「リスク・コミュニケーション－相互理解とよりよい意思決定をめざして」（1999 福村出版））

※各 STEP における具体的なリスクコミュニケーションの方法については【資料編】の「（５）防災まちづくりにおけるリスクコミュニケーションのプロセス」、プロセスの内容に記載している取組の具体的な内容については、【資料編】の「（３）自助・共助による防災まちづくりの参考事例集」、「（４）自助・共助による防災まちづくりに資するツール集」で紹介しています。

2. 都市の安全性の向上に効果的な自助・共助・公助の連携パターン

行政の職員が自助・共助の取組を促進するにあたり、どのようにリスクコミュニケーションを行えばよいか、第３章に掲載した取組例をベースに、都市部局として具体的にどのような団体に対してアプローチして、どのような取組を自助・共助で行っていただくか、その結果、自助・共助・公助の連携によって期待できる効果やメリットとして何があるか、いくつかのパターンを例に概説します。

表　都市部局が参照する内容

木造住宅密集市街地対策の担当職員	（取組例①）まちあるきによる防災マップづくり
津波避難路や避難施設の整備の担当職員	（取組例①）まちあるきによる防災マップづくり
避難場所や避難路の整備事業の担当職員	（取組例②）地域全体が参加する津波避難訓練
帰宅困難者対策の担当職員	（取組例③）帰宅困難者支援訓練
再開発事業の担当職員	（取組例③）帰宅困難者支援訓練
防災まちづくりの担当職員	（取組例④）事前復興訓練によるまちづくりの擬似体験
都市計画の担当職員	（取組例④）事前復興訓練によるまちづくりの擬似体験
市街地開発の許認可や大規模建物の建築指導の担当職員	（取組例⑤）民間企業による地域力の向上
防災まちづくり（または安全・安心まちづくり）の担当職員	（取組例⑤）民間企業による地域力の向上 （取組例⑥）防災イベントの開催 （取組例⑦）「防災だより」などによる情報発信

各取組は、地域（住民や企業等）が主体となって第２章、第３章を参考に進めることができるものですが、地域内でアイデアが出ない、人材が足りない等のボトルネックがあった場合に、行政がどのような支援・連携ができるのかについて、以下で記載しています。

各取組の結果、都市部局の業務にとって効果が期待される内容については、各事例

の最後に〇印で記載しています。

　例の中には、都市部局だけでなく、関連する防災部局や福祉部局等と連携しながら、自助・共助の取組を促進することが有効と考えられる取組もありますので、本手引きを共有するなどして、連携して自助・共助の取組主体にアプローチを図ってください。

（取組例①）まちあるきによる防災マップづくり

a）木造住宅密集地域の解消を担当する職員の場合

(1) 地域に十分な実施体制が整っていない場合は準備を支援

- 地域住民の代表者や役員等に取組の実施を持ちかける
- 関係者の日程調整の窓口をする
- 自治体のホームページなどでまちあるきの実施について住民へ周知する

(2) まちあるきの進め方について支援

- 地域のリスク情報（地区カルテ、災害危険診断地図等）を提供し、ルートの決定のサポートをする【資料編P155、P157】

(3) まちあるきをする際の基礎資料を提供

- 地域のリスク情報を提供し、参加者の防災意識向上につなげる【資料編P155、P157】

(4) 記録用の文房具や模造紙等を提供

(5) リスク解消の専門的方法について専門家により支援【資料編P170】

- 専門家を派遣することで、道路の拡幅、建物の共同建替、防火水槽（例えば、雨水貯留用のタンク等）や井戸等の設置などのハード整備について、より実現可能な対策を検討してもらう

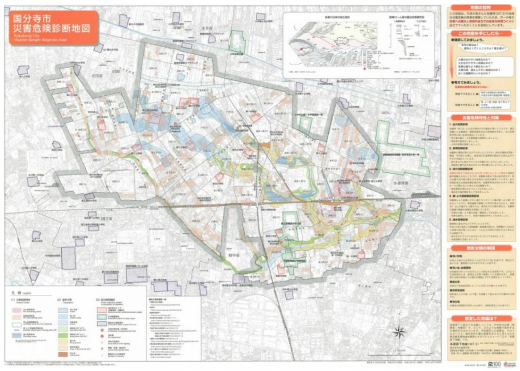

災害危険診断地図（国分寺市）

災害時に役立つ場所

□公園、神社などの広い空間 等

□消火栓、消火器、防火水槽 等

□コンビニ、スーパー、病院 等

災害時に危険な個所

■狭隘な道路、袋小路となる道路

■ブロック塀、自販機、崖

■坂道、階段、段差、側溝 等

整備例：防災井戸（墨田区）

○ 木造住宅密集地域の担当者にとっては、地域住民の意見を踏まえた抜本的な木造住宅密集地域の解消に向けた市街地整備の方法が検討され、具体的な整備事業等に関して、地域主体による円滑な話し合いと合意形成が進む効果が期待できます。

b）津波からの避難路や避難施設の整備を担当する職員の場合

⑴ まちあるきを学校の授業で取り上げてもらうという方法も考えられます。

⑵ まちあるきで把握、確認すべき内容を周知

- 津波避難に必要な避難路や避難場所の位置、防災無線の場所等の情報を提供する
- 地域のリスク情報（地区カルテ、災害危険診断地図等）を提供する【資料編 P155、P157】

⑶ まちあるきのルート決定等の事前準備を支援

- 地域に詳しい住民に参加を促すことや、防災の専門家を派遣することで確認すべき要所を押さえた取組とする【資料編 P170】

⑷ 防災マップの作り方について、アドバイス【資料編 P159】

- 地域性・テーマ性（地域災害の特性や問題点等）、ビジュアル性（地図等の工夫）、提案性（子どもの視点でのまちへの提言等）、教育効果性（子どもたちの防災意識の変化等）を持ったマップとなるように促す

⑸ 防災マップの地域内での共有を支援

- 広報誌等へ掲載する
- 地域の防災訓練で配布、活用する

まちあるきの様子（興津小学校）

防災マップ（興津小学校）

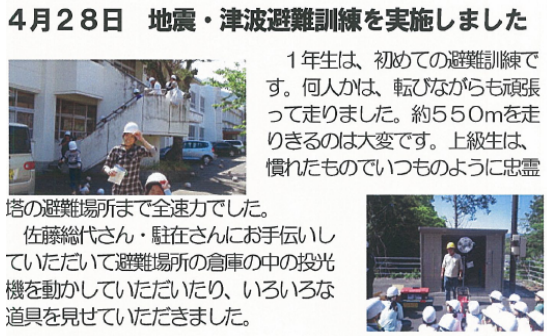

4月28日　地震・津波避難訓練を実施しました

１年生は、初めての避難訓練です。何人かは、転びながらも頑張って走りました。約550mを走りきるのは大変です。上級生は、慣れたものでいつものように忠霊塔の避難場所まで全速力でした。

佐藤総代さん・駐在さんにお手伝いしていただいて避難場所の倉庫の中の投光機を動かしていただいたり、いろいろな道具を見せていただきました。

学校と地域で連携した訓練（興津小学校）

○ 地域の児童・生徒が取組んだ結果として、児童・生徒の家族等を通じ、幅広い防災マップの共有が図られる効果が期待できます。それにより、避難路や避難施設等の整備の重要性が認識されるということにも期待できます。

（取組例②）地域全体が参加する津波避難訓練

a）津波や水害に対する避難場所や避難路（津波避難タワーや避難階段等）の整備（都市防災総合推進事業）を担当する職員の場合（事業者や観光客の避難が必要なケース）

（1）地域と津波避難訓練への参加を期待する主体との連携を支援【資料編 P191】

- 津波避難が可能な建物（集合住宅、工場、ビル等）の所有者、沿岸部の宿泊施設や海水浴場等の屋外で働く就労者（「海の家」等の店員、ライフセーバー、地元サーファー等）、あらかじめ、協定等で決めた避難先との調整を支援する

西宮マリナパークシティ協議会だより　NO.2

平成23年6月23日発行

津波避難訓練・防災訓練

主催：西宮マリナパークシティ協議会

共催：○西宮市消防署・西宮浜出張所　○西宮市消防団　○西宮市防災安全局防災対策グループ　○西宮浜産業団地協議会　○西宮市立西宮浜中学校　○西宮市立西宮浜小学校　○西宮浜地区青少年愛護協議会　○エスジーエム・オペレーション（株）

1　日時：7月2日（土）　10：00～12：00

2　場所：第1部　西宮浜地域・西宮市西部総合処理センター

　　第2部　西宮市立西宮浜小学校

3　日程

9：55　西宮市防災無線放送による津波避難訓練の放送

10：00　各まちの館内放送で避難呼びかけ

★　第1部　＜高所避難訓練＞　～10：30

時刻	桜のまち	花のまち	杜のまち	海のまち	港のまち	港のまち（戸建て東）	港のまち（戸建て西）	浜辺のまち（市営）	浜辺のまち（県営）	丘のあるまち
10:00	●各まちの住民の方は、自分の住んでいる番館の5階へ避難してください。（係がいます） ●5階以上にお住まいの方は、自宅待機して訓練に参加してください。 ●今回の津波避難訓練では、公園や海岸周辺にいる方に建物の一部を開放しております。									
建物の近くにいる人たちの避難する場所	住民以外の方は2番館の5階へ避難	（自分の住んでいる番館の5階以上へ）	住民以外の方は1・3番館の5階へ避難 なぎさ保育園は3番館の5階へ避難	住民以外の方は1番館の5階へ避難	戸建て（東）の受け入れ	（ハーバーヴィラへ）	（海のまちへ）	（自分の住んでいる番館の5階以上へ）	住民以外の方は3号棟の5階へ避難	（自分の住んでいる番館の5階以上へ）

集合住宅に住民以外を受け入れる津波避難訓練（西宮マリナパークシティ）

⑵ 参加者の募集、訓練の周知について行政の持つチャンネルを利用し支援

- 訓練に参加することにより、参加賞を付与することや、資格を取得できるようにするなどを盛り込むことも有効【資料編 P154】
- 自治体のホームページなどで避難訓練の実施について住民へ周知する

⑶ 実際の訓練でマンパワー不足等を支援

- 住民や観光客等の誘導、避難者の安否確認や物資の配布等について職員が協力する

○ 津波避難タワーの整備担当者にとっては、避難時間や避難ルート等を検証し、具体的な津波避難タワーの整備に役立てることができます。

● 参加者にとっては津波避難場所の認識を深める効果が期待できます。

民間ビルへの誘導（山治ビル）

b）津波や水害に対する避難場所や避難路（津波避難タワーや避難階段等）の整備（都市防災総合推進事業）を担当する職員の場合（住民等を対象とするケース）

(1) 自ら津波からの避難路の設置を検討している自治会（町内会、自主防災会等）がある場合、津波避難訓練での検証について都市部局の職員から情報を提供

- 現在の津波避難に必要な避難路や避難場所の位置、防災無線の場所等の情報を提供する
- 地域のリスク情報（地区カルテ、災害危険診断地図等）を提供する【資料編 P155、P157】

(2) 訓練の実施や訓練における避難状況の検証等を支援

- 住民の誘導、住民の避難時間の計測等について職員が協力する
- マップ等への記録用の模造紙や文房具等を提供する
- 訓練を踏まえて、地域のハード・ソフト対策（避難路や要援護者の避難支援）について検討してもらう

(3) 地域の住民だけでは、避難路やその他の改善策のアイデアが生まれないことが想定される場合には、先進事例の情報提供や、専門家による講演等を開催するなどにより支援【資料編 P150】

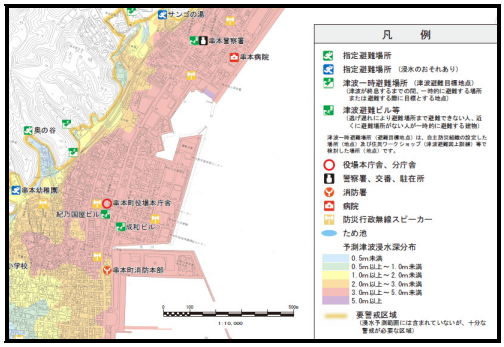

津波ハザードマップ（串本町）

津波避難路の検討（串本町）

整備例：住民による避難路（串本町）

○ 津波からの避難路の整備担当者にとっては、地域の住民が避難路整備の優先度が特に高いと考える地域を、訓練により得られたデータ等の裏付けをもって把握することができます。これらを踏まえ避難路整備の検討を行うことで、地域の住民からの理解が得られやすくなり、効率的に整備が進められる効果が期待できます。

※上記は、津波からの避難の場合に限らず、河川より低地の住宅地など、水害時に一時的な避難場所が少ない地域における、避難場所確保のための取組にも参考になります。

（取組例③）帰宅困難者支援訓練

ａ）帰宅困難者対策を担当する職員の場合

(1) 駅周辺の滞留者対策検討協議会等、都市再生安全確保計画※を作成・検討するための地域主体による訓練の企画運営を支援

- 帰宅困難者対策の担当者は、すでに訓練の主体となって企画運営しようとしている企業や今後訓練の主体となってもらいたい企業等と平常時の業務の中で関わりがあることが多いため、業務の延長線上でこれらの企業等と連携して訓練の企画運営を行ったり、訓練の実施を持ちかける【資料編 P164、P166、P183、P187】

(2) 地域における訓練シナリオの検討等について支援

- 地域が防災計画等を策定している場合、避難場所等が検討済であることから活用する
- 避難ルートや待機場所など、空間の活用を意識できる活動について情報提供する

地域の帰宅困難者対策計画
（旧居留地連絡協議会）

○ 帰宅困難者対策の担当者にとっては、検討主体の自助・共助による検討により、計画内容を具体的にする効果が期待できるとともに、当該計画に基づいたハード・ソフト整備も効果的に行われることが期待できます。

- 混雑が発生しそうな場所の特定、有効と考えられる公開空地の把握等
- 都市再生緊急整備協議会の構成員である事業者等が費用を共同負担するなど、「共助」で解決するための検討につながることが期待できます。
  - ✧ 「自助・共助」による検討過程で、平常時の集客等も意識した総合的なまちづくり（都市づくり、中心市街地活性化）へと発展する可能性もあります。

○ ｂ）の再開発等、都市整備につながることも考えられます。

b）ターミナル駅周辺等における再開発事業を担当する職員の場合

(1) 再開発協議会等に帰宅困難者避難訓練の実施を働きかけ

- 地域の企業等が主体となった訓練がまだ実施されていない場合、再開発協議会との打合せ等の平常時の業務の延長線上で、中心となって活動している企業等に、訓練の実施について相談する

(2) 帰宅困難者訓練の内容が、地域で具体化しない場合にアドバイス

- 駅や周辺の店舗等との連携による、実践的な訓練内容例や先進的な取組事例を紹介する【資料編 P183、P187】

(3) 訓練の反省及び今後の対応の検討を促進

- 協議会の対応状況について検討を促すほか、ターミナル駅周辺において望ましい空間整備の在り方についても検討を促進する【資料編 P183】

○ 行政の再開発担当者にとっては、再開発ビル内の一時待機スペースの確保や備蓄倉庫の設置等、帰宅困難者等の支援に効率的に活用できる方法・設計等について、協議会に主体的に検討してもらう効果が期待できます。

○ 比較的大規模な企業等が、協議会を自助・共助の防災まちづくり組織に発展させて取組を推進することも期待できます。

● 参加者にとっては、訓練への参加を通して、地区の課題の認識が高まり、事業者同士で連携した帰宅困難者等への対応の必要性が強く認識されます。

※都市再生安全確保計画（都市再生特別措置法第十九条の十三）

都市再生緊急整備地域内の事業者等から構成される協議会（都市再生緊急整備協議会）が、大規模な地震が発生した場合における滞在者等の安全の確保を図るために、退避経路、退避施設、備蓄倉庫等の施設（都市再生安全確保施設）を都市開発事業等を通じて整備することを記載した計画。

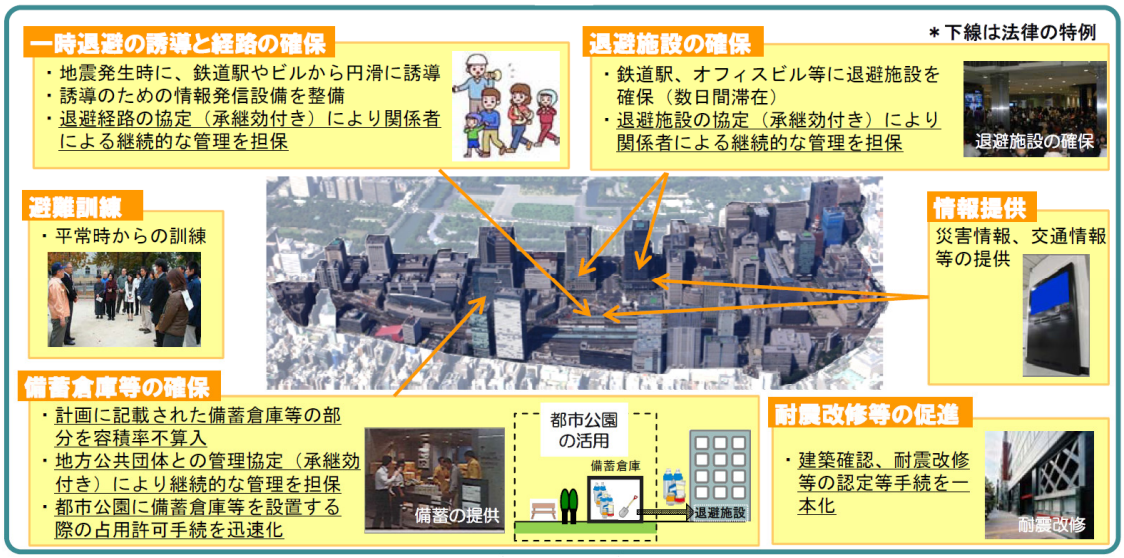

（出典：国土交通省「都市再生特別措置法の一部を改正する法律案」概要、
http://www.mlit.go.jp/common/000190364.pdf）

（取組例④）事前復興訓練によるまちづくりの擬似体験

a）防災まちづくりを担当する職員の場合

(1) 地域へのスケジュール説明等の支援

- 町内会や自主防災会等のリーダー等に事前復興訓練の内容を説明し、年間の訓練スケジュール例等を調整する

(2) 事前復興訓練の運営を支援

- 過去の被災経験者や専門家等による講演を開催する【資料編 P150】
- まちあるきを支援する【資料編 P161】

(3) 住民目線での復興まちづくり計画（案）の作成過程を支援

- 都市計画や市街地整備の手法等について、より専門的な検討が行えるよう、行政職員やコンサルタント、建築家、弁護士等を派遣する【資料編 P170】

オリエンテーション
・訓練の理解

↓

地区の調査（まちあるき）
・危険なところ、役立つところを確認

↓

被災直後の生活の検討（避難所生活期）
・自分ならどうするか
・どんなことで困りそうか

↓

生活再建に向けた検討（仮設住宅期）
・どんな市街地になってほしいか
・仮設住宅で快適に暮らすには

↓

復興まちづくり計画の検討
・行政にどんな支援をしてほしいか
・復興のために事前になにが必要か

事前復興訓練のスケジュール例

○ 防災まちづくりの担当者にとって、事前に復興方針を作成・公表することで、実際の災害後の迅速な復興につながる効果や、都市計画道路等の中長期的な整備内容についての住民の理解を深める効果が期待できます。

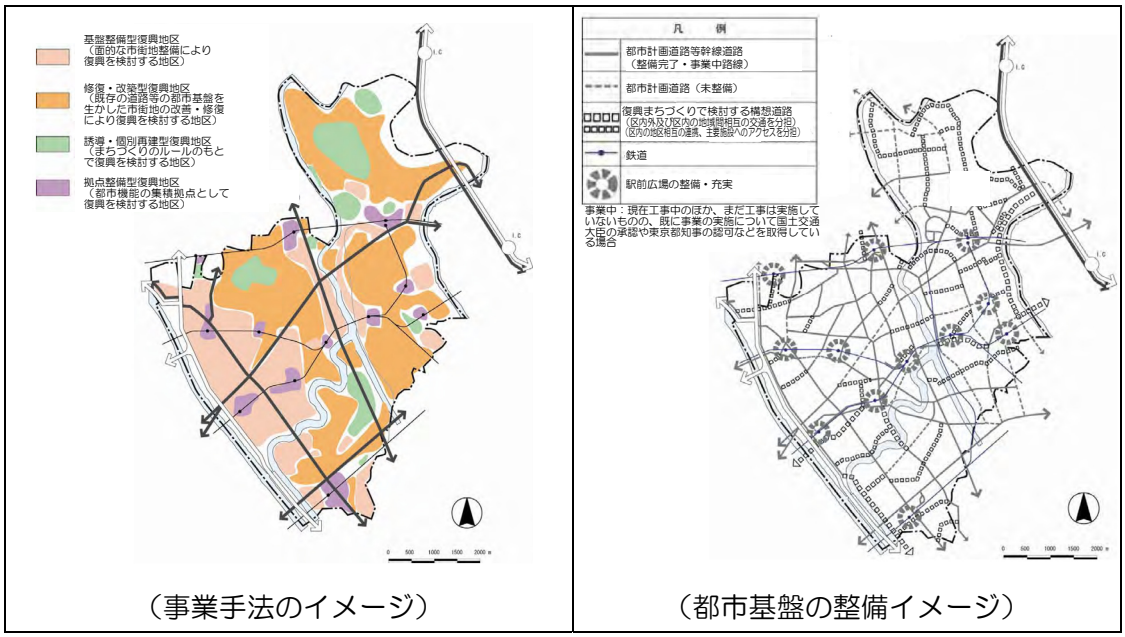

（事業手法のイメージ）　（都市基盤の整備イメージ）

震災復興まちづくりの方針図（東京都葛飾区都市計画マスタープラン）

ｂ）都市計画（基盤整備）を担当する職員の場合

※復興のプロセスを理解するために、ａ）の内容と組み合わせて取組むことも有効です。
※学校の体育館等で実際に避難所体験を行ったり、地域の資源（木材等）を用いて「自力仮設」を作るといった体験型訓練との組み合わせも有効です。

(1) 訓練の前提条件となる被害の設定について支援

- 地震や火災、津波によって被害が発生している状況を提示し、訓練の前提条件とする被害想定の設定について検討を促す。または、保有する情報を基に行政職員が被害を設定し、参加者に説明する

(2) 訓練（意見交換）の進行を支援

- 行政職員や防災の専門家を派遣することで、より専門的な検討が行えるよう支援する
- 地域主体の取組が始まったばかりの地域に対しては、「クロスロード」等、取組みやすい手法を紹介する【資料編 P149】

事前復興訓練（東京都葛飾区）

(3) 仮設住宅や公営住宅等の住宅対策について、関連部署とも連携し、公的制度等の情報提供

- 仮設住宅が、何世帯分建てられるかを地図と模型を使って理解してもらう
- 時限的な対応の必要性（時限的市街地のために土地の借上げが必要であるなど）を認識してもらう

(4) 地域の復興に関する専門知識等については、行政職員や専門家により支援

- 地域の都市計画や市街地整備の手法等について、専門家（コンサルタント、建築家、弁護士等）等に訓練に参加してもらう【資料編 P170、P174】

○ <u>都市計画の担当者にとって、実際の復興時に必要となる調整等について、事前に自助・共助・公助の役割分担で進められる効果が期待できます。</u>

- 仮設住宅を地域内に建設するために、建設候補地を確保
- 災害後は土地の集約による共同建て替えを進める権利者同士の合意形成
- 行政の作成した復興まちづくり計画案に対する、住民からの反応　等

（参考）行政職員の復興模擬訓練

・ 東京都では、区市町村職員を対象に、被災から復興までの行動指針となる「東京都震災復興マニュアル」の習熟を目的とした復興模擬訓練を実施しています。まちあるきをもとに想定した被害を前提に、復興まちづくり計画を検討して「模擬説明会」で住民向けに説明するまでの過程を、マニュアルに基づいて訓練します。

（取組例⑤）民間企業による地域力の向上

a）防災まちづくり（企業・店舗の立地が多い等）を担当する職員の場合

(1) 企業等の連携した防災活動が進まないような場合は、地域防災のコアとなりそうな企業や組織へ地域に対する貢献の検討や、計画・マニュアル作り、協定の締結等の働きかけを実施

- 再開発協議会や地元の商店会（あるいは中心的な企業・店舗等）
- 検討内容や計画書、協定書のひな形（モデル）等を提供【資料編 P167】
- 再開発事業や地域活性化等の担当者は、通常業務で地元との協調体制が出来ているため、通常業務の延長線上で検討を働きかけることも考えられます。

(2) 地域で活発な活動がある場合、必要に応じ防災の取組を加えてもらう等の働きかけを実施

- 防災の所管部署等とも連携する
  - 防犯の場合：警察、地域安全等の部局と連携
  - 交通安全の場合：警察、学校（教育委員会）、道路等の部局と連携
  - 美化活動の場合：環境、公園緑地等の部局と連携

(3) 民間企業等の「強み」を活かした防災の取組方法について支援

- 地域内の民間企業の役割分担に関する計画、防災力（事業継続力）を上げるためのマニュアルづくりに関する情報提供を行う【資料編 P164、167】
- 地域の防災性を向上させる再開発や地域の環境改善を提案してもらう
  - 再開発ビル内の一時待機スペースの確保や備蓄倉庫の設置等
  - 再開発による地域全体の耐震化、不燃化の促進
  - 地域内の空き地・空き家の有効利用（民間交番の設置、ボランティア・NPO 等の活動拠点の設置等）

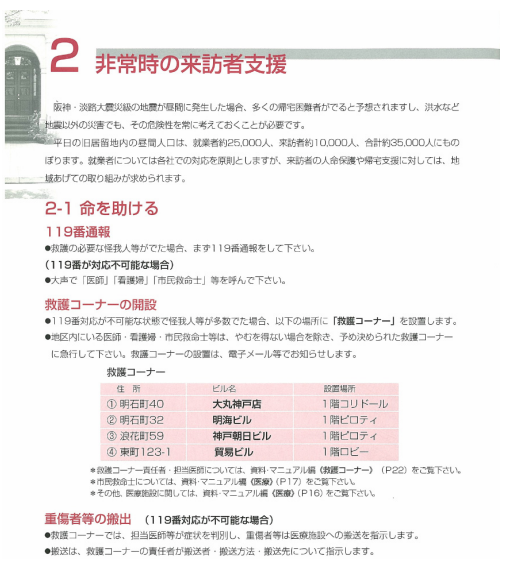

2 非常時の来訪者支援

阪神・淡路大震災級の地震が昼間に発生した場合、多くの帰宅困難者がでると予想されますし、洪水など地震以外の災害でも、その危険性を常に考えておくことが必要です。

平日の旧居留地内の昼間人口は、就業者約25,000人、来訪者約10,000人、合計約35,000人にものぼります。就業者については各社での対応を原則としますが、来訪者の人命保護や帰宅支援に対しては、地域あげての取り組みが求められます。

2-1 命を助ける

119番通報

●救護の必要な怪我人等がでた場合、まず119番通報をして下さい。

（119番が対応不可能な場合）

●大声で「医師」「看護婦」「市民救命士」等を呼んで下さい。

救護コーナーの開設

●119番対応が不可能な状態で怪我人等が多数でた場合、以下の場所に「救護コーナー」を設置します。

●地区内にいる医師・看護婦・市民救命士等は、やむを得ない場合を除き、予め決められた救護コーナーに急行して下さい。救護コーナーの設置は、電子メール等でお知らせします。

救護コーナー

住　所	ビル名	設置場所
① 明石町40	大丸神戸店	1階コリドール
② 明石町32	明海ビル	1階ピロティ
③ 浪花町59	神戸朝日ビル	1階ピロティ
④ 東町123-1	貿易ビル	1階ロビー

＊救護コーナー責任者・担当医師については、資料-マニュアル編（救護コーナー）（P22）をご覧下さい。
＊市民救命士については、資料-マニュアル編（医療）（P17）をご覧下さい。
＊その他、医療施設に関しては、資料-マニュアル編（医療）（P16）をご覧下さい。

重傷者等の搬出　（119番対応が不可能な場合）

●救護コーナーでは、担当医師等が症状を判別し、重傷者等は医療施設への搬送を指示します。

●搬送は、救護コーナーの責任者が搬送者・搬送方法・搬送先について指示します。

防災計画（旧居留地連絡協議会）

○ 再開発協議会や地域の商店会が、ソフト・ハード整備について協力して資金を確保するなど、自助・共助による設備投資の効果が期待できます。

b）市街地開発の許認可や大規模建物の建築指導を担当する職員の場合

(1) 地域内の企業等が協力した防災まちづくりが進まない場合、地域貢献が可能と考えられる組織や企業等への働きかけや誘導策を実施

- 比較的大きな建物を持つ企業等による、災害時のスペース提供を依頼する
- 防災等地域の生活環境の向上に資するよう誘導するための「まちづくり条例」等を行政で制定する【資料編 P194】

(2) 具体的な対策内容が出てこない場合、優良事例等を紹介

- 地域のメリットであるとともに、自社等のメリットになる整備を促す
  - 防災倉庫
  - 貯水槽、防火水槽（火災防止や、飲料水の確保、防災倉庫の設置等
  - 小規模な公園
  - 災害時に通り抜けが可能な避難路
  - 周辺地域の住民や帰宅困難者等が一時的に待機することが可能な空間
  - ライフラインの確保

事業者による災害用井戸の設置と放水訓練（六本木ヒルズ）

駐車場にテントを貼って避難所を提供（イオン［新潟県中越地震］）

○ 市街地開発の許認可や大規模建物の建築指導担当者にとっては、許認可等によって地域全体の防災性が(整備主体の投資によって)向上する効果が期待されます。また、大規模建築物に対する周辺住民等からの拒絶反応についても、防災性の確保に資することを踏まえて理解を求めることが可能となります。

（取組例⑥）防災イベントの開催

ａ）防災（または安全・安心）まちづくりや防災政策を担当する職員の場合

⑴ イベント系の事業・取組に、地域防災に関する内容を入れ込めないか企画・検討

- この際、必ずしも防災やまちづくりのイベントではなく、観光や国際交流、スポーツイベント等とのコラボレーションも考えられる

⑵ 内容や日時が決まったら、協力を仰ぐべき主体をリストアップし声掛けを実施

- この際、文書などを作成した上で、できるだけ同時に／同じ内容で／公平に声かけを行う
  - 地域の担い手の裾野拡大のためにも、特定の主体のみを優先することは避ける

⑶ 声かけに応じてくれた主体をもとに、主催・共催・後援等の体制を提案

⑷ イベントについては、集客に苦労することも多いため、自治体以外の主体がイベントの主催となっている場合においても、自治体のウェブサイトでの情報掲載や、報道発表、馴染みのメディアに広報協力を依頼することなど、集客について最大限協力

⑸ 適宜、自治体内外の補助金の活用、ボランティアスタッフの調達等について助言

- 例えば、「外国人居住者の避難体験イベント」の場合に、自治体の国際交流部署を通じて、国際交流団体からの通訳派遣を依頼、自治体から地域の大学に対して、イベント当日のボランティアスタッフとして学生や国際交流センターのスタッフの参加を要請するなど。

○ 地域コミュニティが形成されていない、また、地域防災への取組が進んでいない場合は、まず、集まってもらうことが重要であることから、「防災」を前面に出さず、「地域の特徴」に関するイベントで集客をし、まず、地域（まち）に興味を持ってもらうことから防災まちづくりのきっかけづくりを行います。【資料編P151、P193】

（取組例⑦）「防災だより」などによる情報発信

a）防災（または安全・安心）まちづくりや防災政策を担当する職員の場合

⑴ 地域内に、防災まちづくりに関する情報発信ができるメディアとして、どのようなものがあるかをリストアップ

- 自治体の広報誌
- 自治体ウェブサイト内、自治体が運営するSNS
- 地元紙、コミュニティFM、CATV
- 自治会、商店街等の広報誌【資料編P141】
- 高校等の新聞部
- まちづくり団体の広報誌

⑵ 上記の地域密着メディアの中で、発行数、主な読者、紙面等の内容から鑑みて、防災まちづくりに関する情報発信媒体として適切なものを抽出

⑶ 防災まちづくりに関する情報発信において、誰に、どのような目的で実施してもらうかを検討

- 目的例①：大学等の研究者に、一般の人にはわかり難い災害リスクの知識を解説してもらう
- 目的例②：商店街連合会のメンバーに、災害時にどのような協力をしてもらえるかを主体的に考えてもらい、リレー形式で紹介してもらう
- 目的例③：地域の小中学生に、災害の危険性を知ってもらう

⑷ ⑵⑶を勘案し、適切なメディアに「防災枠」の確保を調整

⑸ ⑶の目的別に、自治体が支援

- 目的例①の場合：大学等の研究者への執筆・協力依頼をする
- 目的例②の場合：商店街連合会のメンバーに対して、災害時に起こりうる状況（想定）や自治体としての対応のレクチャーを行う。自治体が取材・構成を行うことも考えられる
- 目的例③の場合：取材内容と方法をある程度設定し、ファシリテートも行う（防災まちあるきを実施し、手作り地図としてまとめるという取組の進め方を設定してあげるなど）